



独立行政法人地域医療機能推進機構

# 職業感染予防記録管理指針

令和8年 3月

第1版

## 独立行政法人地域医療機能推進機構職業感染予防記録管理指針

### 1 目的

医療関係者が麻疹、風疹、流行性耳下腺炎及び水痘（以下「MMRV」という。）を発症すると、本人の重症化の可能性に加えて、周囲の患者や医療関係者への感染源となる。

2024年11月に一般社団法人日本感染環境学会「医療従事者のためのワクチンガイドライン（第4版）」が改訂され、MMRVは、1歳以上で2回の予防接種の記録が確認できた場合、個人と職場で記録を保管すれば、追加の抗体価検査を要さないこととされた。

職員及び患者の感染予防を図るため、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）として統一した職業感染予防記録管理指針を示すことを目的とする。

### 2 対象者

採用時期や職種にかかわらず、独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則（平成26年4月1日規程第17号。以下「就業規則」という。）第1条第1項に規定する常時勤務を要する職員（就業規則第2条第2項に規定する任期付職員を除く。以下「職員」という。）を対象とする。なお、非常勤職員、実習見学者及び委託職員等が職員と同様の記録管理を行うことは差し支えない。

### 3 記録を行う感染症

一般社団法人日本環境感染学会「医療従事者のためのワクチンガイドライン（第4版）」に準拠し、JCHO病院又は他の医療機関で実施された以下の感染症に対する検査及びワクチン接種を対象とする。

①麻疹 ②風疹 ③水痘 ④流行性耳下腺炎 ⑤B型肝炎 ⑥結核（実施した場合のみ）

### 4 感染予防記録の記録・管理方法

医療機関で働く者は適切に職業感染予防を行うことが求められることから、職員自身が、感染予防記録の記録・管理を行う。そのため、各施設の人事担当部門と感染管理部門が連携し、職員カード配布等の際に感染予防記録表（別紙1）を職員へ配布すること

とする。

職員は、抗体価検査結果やワクチン接種の記録について、以下の書類等を参照の上、感染予防記録表を作成し、職員個人で保管する。抗体検査の結果やワクチン接種歴等が不明な場合は、感染管理部門等に確認する。

- ①抗体検査記録：医療機関が発行する検査結果書類等（抗体価検査法（EIA 法など）、抗体価（数値）、検査実施日が記載されているもの）
- ②ワクチン接種記録：母子手帳、医療機関が発行する書類等（ワクチンの種類、ワクチン接種日が記載されているもの）

院内や地域でのアウトブレイクに備え、各施設においても感染予防記録を管理することが望ましい。職員が本指針に基づき、感染予防記録表を提出した場合には、施設管理の黙示的な同意とみなすことが可能である。施設で感染予防記録の管理を行う場合は、セキュリティを確保の上、人事担当部門と感染管理部門が連携し、退職や異動する職員に感染予防記録を渡す等適切な対応を行うこと。

## 感染予防記録表

JCHO職業感染予防指針に基づき、感染症予防記録を提出します。

年 月 日 時点情報

ふりがな	性別		年齢	職種	
氏名	生年月日	年 月 日	職員ID		
<b>HBワクチン</b>					
	ワクチン接種日 (1回目)	ワクチン接種日 (2回目)	ワクチン接種日 (3回目)	抗体検査結果	
1シリーズ				検査法	検査日
2シリーズ					抗体価 mIU/mL
					mIU/mL
					判定
					T-SPOT / QFT
<b>流行性ウイルス疾患</b>					
	ワクチン接種日 (1回目)	ワクチン接種日 (2回目)	ワクチン接種日 (3回目)	抗体検査結果	IgG (EIA等)
				検査法	検査日
					抗体価
麻疹ウイルス					mIU/mL
風疹ウイルス					mIU/mL
水痘ウイルス					mIU/mL
ムンプスウイルス					mIU/mL
					判定
					T-SPOT / QFT

令和 8年 3月 初 版 発行